

規制の事前評価書（要旨）

|                |   |        |
|----------------|---|--------|
| 法律又は政令の名称      | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案   |        |
| 規制の名称          | 水質汚濁防止法の排水基準項目の見直し  |        |
| 規制の区分          | 改正（拡充）  |        |
| 担当部局           | 環境省水・大気環境局環境管理課   |        |
| 評価実施時期         | 令和5（2023）年8月  |        |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>水域にふん便による汚染が生じた場合、大腸菌を始め、赤痢菌・コレラ菌等の病原菌が存在する可能性があるなど公衆衛生上の問題となるため、生活環境の保全に関する水質汚濁に係る環境基準の項目の一つとして、「大腸菌群数」を規定されていたが、大腸菌群数の測定値には、ふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も含んだ値が検出される場合があり、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても大腸菌が検出されないなど、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況が生じているため、令和4年4月に環境基準の項目のうち「大腸菌群数」を「大腸菌数」に見直された。排水基準は環境基準の維持・達成等を目的に設定するものであることから、環境基準と同一に管理するために排水基準の項目についても「大腸菌群数」から「大腸菌数」に見直す改正を行う。</p> |        |
| 想定される代替案       | 無し  |        |
| 直接的な費用の把握      | 要素  | 代替案の場合 |
|                | <p>遵守費用</p> <p>大腸菌数に係る排水基準の適用を受ける事業者は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第14条及び水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第9条の規定により、排出水の汚染状態を1年に1回以上測定する必要があり、分析項目の変更に伴う変更契約等の手続きに係るコストが発生する。</p>   | —      |
|                | <p>行政費用</p> <p>条例で「大腸菌群数」に係る排水基準を上乗せ等で規定している地方公共団体においては、条例改正の事務に係るコストが発生する。</p>   | —      |
| 直接的な効果（便益）の把握  | <p>「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めることで、ふん便による水質汚濁を的確に把握することができるため、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることができる。</p>  |        |

|                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | <p>今回の規制は、事業場から排出される水に関するものであり、全国一律の規制である。また、規制の対象を広げるものではなく、あくまでも既存の規制項目の置き換えであることから、改正後の排水規制に対応するために新たに排水処理施設の新規設置や更新等を要するものではなく、大きなコスト負担がかかる事業者はいない。</p> <p>したがって、副次的な影響及び波及的な影響は見込まれない。</p> | — |
| 費用と効果（便益）の関係      | <p>効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、人の健康や生態系への影響を低減するなど、環境保全上の支障の未然防止等が効果（便益）であるため、金銭価値化することができない大きな効果が見込まれる。</p>  |   |
| その他の関連事項          | <p>今後、「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会」において排水基準の指標について「大腸菌群数」から「大腸菌数」に見直すことについて審議いただく予定。</p>  |   |
| 事後評価の実施時期等        | <p>当該規制については、施行から概ね5年後に事後評価を実施する。</p>   |   |
| 備考                |   |   |